に係る前期高齢者交付金

並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員に係る前期高齢者交付金

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百三十四号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の六中「百分の六・〇一」を「百分の六・〇五」に改める。

第一条の七中「百分の十四・〇一」を「百分の十四・六九」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

令和八年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百三十五号

令和八年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第二号及び第七項並びに第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（調整対象給付費見込額の算定における概算基準超過保険者に係る率）

第一条　令和八年度における高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分の百五十九とする。

（前期高齢者加入率の下限割合）

第二条　令和八年度における法第三十四条第七項の政令で定める割合は、百分の一とする。

（負担調整基準率）

第三条　令和八年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の五十二・四一五とする。

（特別負担調整基準率）

第四条　令和八年度における法第三十八条第五項の政令で定める率は、百分の四十四・〇五三七八とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

（令和五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令の廃止）

2　令和五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（令和五年政令第百十五号）は、廃止する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百三十六号

未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第十六条第一項及び戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「二十一万九千円」を「二十二万二千円」に改める。

一　未帰還者留守家族等援護法施行令（昭和二十八年政令第二百十一号）第二条

二　戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）第八条の五

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　令和八年三月三十一日以前の死亡に係る未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗